

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会 設立趣旨

石井閘門は、明治13年（1880年）に、明治政府が東北地方開発の拠点として建設を進めた野蒜築港事業の代表的遺構であり、現在まで130年余り供用されている国内で稼働する最古の閘門として知られている。

平成14年（2002年）5月23日には、閘室を石造、合掌扉を収める閘頭部及び閘尾部をレンガ造とした構造形式が、明治期から大正期にかけて全国に建造された近代閘門の規範を示すものとして土木技術史上高く評価され、国の重要文化財に指定されている。

しかし、長い年月による施設の老朽化に加え、昨年東北地方太平洋沖地震及びその津波により、施設に変形・損傷が生じたことから、その補修にあたっての調査のあり方、補修の方法、今後の維持管理方針について検討頂き、具体的な方策について取りまとめることを目的に、重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会を設立するものである。

平成24年8月8日

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、石井閘門の補修にあたっての調査のあり方、補修の方法、今後の維持管理方針について検討頂き、具体的な方策について取りまとめることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、国土交通省北上川下流河川事務所長が設置しこれを招集する。

2 委員会の委員は、国土交通省北上川下流河川事務所長が委嘱する。

3 委員会には委員長をおき、別表に掲げる委員をもって構成する。

4 委員の任期は、原則として1年とし、再任は妨げない。

(委員会)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

2 委員会を進める上で必要があると認められた場合には、委員会に諮り別表に掲げる者以外の参加またはオブザーバーとしての出席を認める。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会事務局の推薦により定める。

2 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

(公開)

第6条 委員会の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省北上川下流河川事務所管理課におく。

(規約改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行月日）

本規約は、平成24年8月8日より施行する。

平成25年3月17日改正。

別表

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会 委員名簿

(委員)

あべ たかひろ 阿部 貴弘	日本大学理工学部社会交通工学科 准教授
かざま そう 風間 聡	東北大学大学院工学研究科 教授
きむら つとむ 木村 勉	長岡造形大学建築・環境デザイン学科 教授
ごとう こうき 後藤 光亀	東北大学大学院工学研究科 准教授
ちの やすあき 知野 泰明	日本大学工学部土木工学科 准教授
ながい やすお 永井 康雄	山形大学地域教育文化学部 教授
はせがわ なおし 長谷川 直司	独立行政法人建築研究所 建築生産研究グループ長 ・材料研究グループ長
へんみ せいじ 邊見 清二	石巻千石船の会 会長

(敬称略 五十音順)

(オブザーバー)

かわい ただし 河井 正	東北大学大学院工学研究科 准教授
せきぐち しげき 関口 重樹	文化庁文化財部参事官(建造物担当)付修理指導部門 文化財調査官
さくま こうへい 佐久間 光平	宮城県教育庁文化財保護課保存活用班 班長
ささき あつし 佐々木 淳	石巻市教育委員会生涯学習課 課長補佐
ことうの ひろし 古藤野 弘	宮城県東部土木事務所 副所長
さとう かつひで 佐藤 克英	国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所 所長

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会に関する公開方法

1. 会議の公開

(1) 委員会、委員会資料及び議事概要は公開するものとする。

ただし、特段の理由があるときには、委員会、委員会資料及び議事概要を非公開とすることができる。

(2) 前項のただし書きの場合においてはその理由を明示し、委員会、委員会資料及び議事概要の全部または一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会の議事概要については、事務局が作成するものとする。

3. 公開の方法

(1) 委員会資料及び議事概要は閲覧、インターネットへの掲載によるものとする。

(2) 閲覧場所は、国土交通省北上川下流河川事務所とする。

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会に関する傍聴規定

1. 重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会は公開とする。
2. 委員会の公開は、委員会の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 委員会の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることが出来ない。
 - ① 危険な物を携帯している者
 - ② 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ③ 酒気を帯びていると認められる者
 - ④ その他、委員会を妨害または他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ① 委員会内における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - ② 騒ぎ立てるなど、委員会を妨害しないこと。
 - ③ はちまき、腕章の類をするなどの示威的行為をしないこと。
 - ④ 飲食または喫煙をしないこと。
 - ⑤ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ⑥ その他委員会の秩序を乱しまたは議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があった時は、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴にあたっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反した時は、これを退場させることが出来る。